

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲135	憲法答弁集〔1947-1999〕（抄）	写	2003年 (平成15年) 9月16日	浅野一郎他	質問主意書に対する答弁書（1980（昭和55年）12月5日提出）で、当時の日本政府は、「徴兵制度は憲法13条、18条などの既定の趣旨からみて、許容されるものではない」との見解を示していたこと。
甲136	国籍選択制度に関する意見書	写	2008年 (平成20年) 11月19日	日本弁護士連 合会	日本弁護士連合会の照会に対して、法務省が、「国籍選択の履行は、複数国籍者の自発的な意思に基づいてされるのが望ましい」と回答した事実。（10頁）
甲137	「二重国籍、日本に「89万人」 世界は容認、企業に利点」NIKKEI STYLE	写	2018年 (平成30年) 10月23日	日本経済 新聞社	2018年9月に、政府が、国籍の選択を予定する人の数を約89万人と推計している旨の報道がなされた事実。
甲138	戸籍時報 7 3 4 号	写	2015年 (平成27年) 12月	日本加除出版 株式会社	アルゼンチン市民法 1 条 2 項について法務省民事局がアルゼンチン国籍の生来的取得に関する規定であるとの解釈を示した事実。
甲139	戸籍時報 7 3 8 号	写	2016年 (平成28年) 4月	日本加除出版 株式会社	スリランカ市民権法 5 条 1 項について法務省民事局がスリランカ国籍の生来的取得に関する規定であるとの解釈を示した事実。
甲140	国籍を離脱させられない自由 — 国籍法 1 1 条 1 項による日本国籍のはく奪 — (法と政治 6 9 巻 2 号)	写	2018年 (平成30年) 8月	柳井健一、 関西学院大学 法政学会	憲法22条2項が国籍を離脱しない自由を保障するとの立場から、「国籍法11条1項は、第一次的には、あくまで国籍単一の原則の採用を明示する抽象的・一般的規定と解すべきことが憲法的見地から見た場合には合理的な解釈である。」(224頁)と述べている事実。
甲141	参議院予算委員会会議録 (令和3年12月17日)（抄）	写	2022年 (令和4年) 3月7日	参議院事務局	金子政府参考人が、複数国籍者の正確な把握は困難である旨答弁した事実。（4頁第4段～5頁第1段）

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲142	国籍・出入国と憲法 ーアメリカと日本の比較ー (抄)	写	1982年 (昭和54年) 2月25日	萩野芳夫	国際慣習法は「多国家間の長いあいだの行為の積み重ねから生じる」ものであり、「最も遅れた法規範であるという側面」があるところ、「そのような慣行を前進させるのは、先進的立場をとる国ぐにの慣行である」のだから、日本が憲法前文で宣言するような「平和的国際社会の推進者であるためには」、「慣習国際法に従っていれば、それでいいというわけではな」いとの指摘がなされている事実。(417頁)